

令和3年2月14日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第82号）

【ポイント】

○2月11日、オマーン民間航空庁（CAA）は、新たな措置に関する回章を発出し、航空会社は、同15日（月）正午以降に到着する乗客に対して、オマーンの任意のホテルにおいて最低限の隔離期間に必要な7泊以上の予約をしていることを確認するよう求めています。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 2月11日発信領事メール第81号でお知らせしました「今後は陸海空を問わずオマーンへの入国者は施設での隔離を義務付けることとし、また隔離費用は全て自己負担とする。」につきまして、同11日夕刻、オマーン民間航空庁（CAA）は、同10日のオマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会の決定を受けて、新たな措置に関する回章を発出しました。概要以下のとおりです。

（1）オマーンの空港から入国する全ての者は、施設での隔離を義務付けることとし、隔離費用は全て自己負担とする。

（2）本措置は、2月15日（月）正午以降に到着する全てのフライトに適用され、航空会社は、乗客が最低限の隔離期間に必要な7泊以上のホテルを予約していることを確認する必要がある。

（3）オマーンに到着する乗客は、オマーンの任意のホテルを予約するか、「Relief & Shelter Operations Centre 電話（24994267, 24994266, 24994265）」を通じて予約することもできる。

2 2月14日のオマーン保健省の発表によれば、11～13日に684件の新規感染を記録し、13日までの累積感染症例数は137,306件（死亡件数は1,542件、治癒件数は129,054件、治癒率94%）、13日の入院件数は140件（新規14件、ICU39件）です。

3 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

4 日本の厚生労働省からの情報によれば、入国時に出国前72時間以内の検査証明を提出できない帰国・入国者が散見されるとのことですので、ご帰国の際には、ご留意頂けますようお願いいたします。成田空港では、昨年8月3日から新型コロナウイルス

の水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続きについて）

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>